

市民税・府民税の申告をお忘れなく

市民税・府民税の
申告について
詳しくはこちら→



申告が必要な方

令和5年1月1日現在、堺市に住所があり、令和4年中に所得があった方

所得が公的年金等のみで、令和4年中の収入が400万円以下の方のうち、源泉徴収税額がある方で、医療費控除や扶養控除、社会保険料控除などの控除を追加し所得税の還付を受ける方は、税務署で確定申告をしてください。

申告が不要な方

- 税務署で所得税の確定申告をする方
- 所得が給与のみで、勤務先から堺市に給与支払報告書が提出されている方
- 所得が公的年金等のみで、令和4年中の収入が155万円以下の方（昭和33年1月2日以降生まれの方は105万円以下）



市民税課職員

次の場合は
市民税・府民税の
申告が必要です。
ご注意ください。

- 市民税・府民税の算定で、医療費控除や「公的年金等の源泉徴収票」に記載されていない扶養控除・社会保険料控除などの適用を希望する場合

令和4年中に所得がなかった方でも

- 国民健康保険料、介護保険料、認定こども園利用料などの算定に必要な場合
- 就学援助、公営住宅入居などの申請で所得・課税証明書などが必要な場合

申告の方法

期間

3月15日まで

提出書類

- ☐ 市民税・府民税申告書
- ☐ 収入がわかる書類
※給与所得者、年金所得者は源泉徴収票など（写し可）
- ☐ 社会保険料の納付証明書
※各種健康保険料、国民年金保険料、介護保険料など
- ☐ 生命保険料、地震保険料などの控除証明書
- ☐ その他、所得や控除が証明できる資料
※医療費控除を受ける場合、医療費控除明細書が必要です。
（領収書はご自宅で5年間保管してください）



収入と控除が分かる書類を同封すれば、市民税・府民税申告書の「収入・所得金額」と「所得から差し引かれる金額」の記入を省略することができます。

申告書の入手方法



「申告書作成システム」
で作成・印刷



申告書を
ダウンロード



電話・FAXで申告書を取り寄せる
☎0570-001-731 FAX251-5632
（2月6日までに届かない場合）



受付印を押印した申告書の写しが必要な場合は、申告書を郵送する際に記入済みの申告書のコピーと返信用封筒（住所・氏名を記載し、所定の金額の切手を貼ったもの）を同封してください。

期間

2月16日～3月15日 9～17時15分（土・日曜日、祝日除く）
※申告受付に時間を要します。16時15分までの入場にご協力をお願いします。

提出書類

郵送で提出する場合と同じ

申告会場

市役所、中・東・西・南・北・美原区役所

申告会場は混雑します。3密を避けるため、簡単で便利な郵送申告にご協力ください。



市民税課職員

税務署の確定申告会場ではありません。来庁には公共交通機関をご利用ください。

期間中の混雑予測

	16(木)	17(金)	20(月)	21(火)	22(水)	24(金)	27(月)	28(火)			
2月	混雑	混雑	混雑	混雑	混雑	混雑	混雑	混雑			
3月	混雑	混雑	混雑	混雑	混雑	混雑	混雑	混雑	混雑	混雑	混雑

問 市民税課
☎0570-001-731（ナビダイヤル・有料）
FAX 251-5632

ナビダイヤルが
利用できない場合

堺区・西区担当 ☎231-9751
中区・南区担当 ☎231-9752
東区・北区・美原区担当 ☎231-9753

令和4年分確定申告 所得税・消費税申告書作成会場のご案内

問 堺税務署（☎238-5551）

場所	日程	時間
堺地方合同庁舎 （堺区南瓦町2-29） 9階 ※専用の駐車場はありません。	①2月3～15日 ②2月16日～3月15日 （土・日曜日、祝日除く）	9～17時 相談受付は16時までです。 （混雑状況により早めに相談受付を終了する場合があります）

※①の期間は、税理士による申告相談を行っています（土地・建物・株式等の譲渡所得、贈与税、相続税の相談は行っていません）。
※②の期間は、大変混雑するため、インボイス制度に関するご相談は①の期間か3月16～31日（土・日曜日、祝日除く）にご来場いただくようご協力をお願いします。